

福島復興再生計画(案)についての意見と県の考え方

No.	意見		意見内容	県の考え方
	該当箇所			
	ページ	行		
1			福島県復興再生計画にあたり放射性廃棄物の取り扱いが焦点になる。中間貯蔵施設が稼働して30年後にはどうなるのか？政財界も科学者も行政も答えに窮してる。福島県が原子力に依存しない社会を明言するなら福島県がこの特措法によりイニシアチブを発揮し国に助言すべきだ。勿論、国の全責任で国が前面に出る事が絶対条件だ。もし私が総理大臣ならまず廃棄物リサイクル観に立脚して、放射性廃棄物から出る放射線は電磁波だから電力に変換出来ると考える。世界中の叢知をかき集め、中間貯蔵施設を大型セシウム蓄電池施設に書き換え、浜通りにエネルギー源と雇用の場を創る。今から20年後にはセシウム137は半減期を迎える。その頃は電力変換技術も相当進歩するだろうし電力変換装置も実用化してるだろう。その研究開発の為に税金投入されてる訳だろ？まず、このような青写真を立てるのが重要だろう。でなければ、海外とか県境等に捨て置かれてしまう。人工衛星の電力源にプルトニウム等が使われてるように、放射性廃棄物から電力を取り出し有効活用する方向付けが大事だろう。つまり物事の本質を見極める哲学的発想が必須なのに哲学者を交えた国際会議を国や福島県は開催してない！からこうして私が述べてきた。	御意見ありがとうございます。 除染により発生する土壌や廃棄物などについては、国の責任により中間貯蔵施設への搬入開始から30年以内に福島県外で最終処分されることが法律に定められています。 国は、除去土壌等の県外最終処分に向けて「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」を定め、当該戦略に基づき、令和6年度までに基盤技術の開発を完了させることを目標とし、減容化・再生資源化の技術開発などに取り組んでおります。 また、令和3年度より県外最終処分に向けた全国での理解醸成に取り組むことを国が表明したところであります。 県は、政府要望活動を始め、あらゆる機会を捉えて、国の責任において、安全・安心の確保はもとより、県外最終処分が確実に実施されるよう引き続き求めていくとともに、その取組や進捗状況を確認してまいります。
2			福島復興の最優先課題は、原発事故処理と廃炉です。地震計を半年も修理しないで放置していたり、3号機の水位が下がり施設内の気圧が下がって水素爆発を起こす危険があったりと、今でも危険な状態が続いています。処理水タンクが敷地いっぱいになって安全管理が行き届かなくなり、原発事故処置と廃炉作業に支障をきたす事態になると思います。原発事故処理と廃炉の行政による監視体制が不十分です。まずは監視体制を強化する事、最後の砦になる事です。これからも原発事故処置と廃炉は何十年も続くでしょう。再び事故が起これば、今考えている復興計画は全て無になります。	御意見ありがとうございます。 県では、これまで、現地駐在職員による日々の確認や廃炉安全監視協議会による立入調査など監視体制の強化を図ってまいりました。 先月の地震発生時には、東京電力及び原子力規制庁から状況を確認するとともに、現地駐在職員を福島第一原発に派遣するなど、原子炉の状況や放射線量等に関する情報を確認したところであり、地震計や水位低下に関する東京電力の情報発信については、ただちに申し入れを行いました。 引き続き、現地駐在職員や廃炉安全監視協議会等を通じ、東京電力の廃炉作業を厳しく監視してまいります。
3			原発被災地の産業再生はイノベーション投資です。イノベーションコーストでの技術開発支援、被災地での起業支援、これまでの1000万kwの原発に代わる、被災地での再エネ発電、脱炭素火力発電の整備の促進です。	御意見ありがとうございます。 東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復し、新たな産業基盤の構築を目指す福島イノベーション・コースト構想の各種取り組みを実施しております。 取組の一環として、浜通り地域等の産業復興を実現するため、エネルギー分野や廃炉分野、ロボット・ドローン分野等を対象とした地域復興実用化開発等促進事業費補助金における実用化開発等の促進などの支援を行っております。
4			原発事故処理への地元企業の参入促進は、危険作業を強いる徴用になることから、自治体が薦めるものではないです。むしろ安全な状況で就労しているのかを監視するのが行政の役割です。	御意見ありがとうございます。 福島イノベーション・コースト構想の取組における廃炉関連産業においては、廃炉ロボットや除染機器、角型容器製造など、長期的な視点を持ち、地元企業の技術力の向上や、東京電力、元請企業と県内企業をつなぐ相談窓口の運営など、県内企業の参入促進による浜通り地域等の産業活性化につながる支援を行っております。 また、原子力発電所の廃炉に従事する作業員の安全確保については、労働安全や放射線防護などを専門とする委員で構成された廃炉安全監視協議会を設置し、東京電力による廃炉の取組について監視するとともに、作業員や作業環境の安全確保状況等について確認するための部会を設置し、安全を最優先に着実に廃炉に取り組むよう、東京電力に求めているところです。

No.	意見		意見内容	県の考え方
	該当箇所			
	ページ	行		
5	5 9 3 53 86	22 10 19 1 20	<p>第1の1(3)地域社会の再生 第1の2(4)未来を担う人材の育成について 第2の4(4)教育・保育、子育て環境の整備 第3部 福島全域の復興及び再生 第4の2(9)イ 保育・子育て環境の充実 第5の2(4)雇用の確保に向けた取組との連携</p> <p>原発事故時、特に5歳未満(平成17年以後生まれ)の(多くは)女子は県外避難し、福島県内には戻りませんでした。就学前なので、放射線被害の下で制限を受けて教育を受けるより、他県に移住したほうが、のびのびとした生活ができるからです。親も県外へ転職したほうが、放射線被害の下で制限を受けて就労する苦労を思えば、それがない地域の方が通常の働き方ができます。他の年代においても特に女子は県外避難をしているので、今後、就労、親役割において女子が不足することが見込まれます。その相対的に少ない福島県内にいる女子が高等教育を受けやすくするため、卒業後は福島に戻って、就業できるようにするため、福島県内の女子が大学進学するための女子寮を作るまたは、給付型奨学金を創設する必要があるのではないのでしょうか。福島大学にも女子寮がありますが、男子寮に比べ、その半分しか定員がありません。会津大学においては、女子は男子の4分の1しか枠がありません。これでは、女子生徒は下宿代が男子より余分にかかり、進学を断念せざるを得ません。県外への進学においても同様です。寮がなく、アパート代、生活費が余分にかかれば、奨学金をその分余計に借りなければなりません。生活費捻出のために、よりアルバイトをしなければならず、学生の本分である、学業に専念できず、国家資格等取得ができず、地元に戻ってきて、即戦力となることができません。1つの会社に生涯働き続けた場合の、女子の生涯年収は男子の生涯年収の7割にも満たず、そもそも女子は家事役割、親役割、親の世話役割等が男子より多く、1つの会社で生涯働き続けることも困難です。妊娠、出産で女性は働きづらいということを考慮し、女性が福島で修学、就労、出産、育児、その後の再就職をする上でのポジティブアクションがなければ、社会資源の少ない福島に戻り、生活するという選択を女子は取りにくいです。</p> <p>また、現在、福島県内に在住している母親も震災時、放射線被害によりリストラにあったり、子供の放射線被害軽減のために県外避難をし、戻ってくることによるキャリアの中断、地域の放射線低減のためのボランティア除染、子供に無駄な被ばくをさせないために車送迎での登下校支援、放射線対策についての署名活動、他地域からの避難されてきた方を優先し、地元民が保育所に子供が入所できない、学童を利用できない、小児科の混雑等により診療待ち時間の長時間化、道路渋滞、交通事故の増加等により、就労困難な期間が長期間生まれました。それらのハンデを背負いつつ福島の女性が就労し、リカレントによる再教育(家庭との調和が図られるようオンライン授業による)を受け、専門職としてより地域に貢献できる職業人になるための積極的な教育・就労機会の提供が必要ではないのでしょうか。</p> <p>家庭との両立が必要な女性のために、県の行う事業(男女共同参画センター、雇用振興課等)においても、広域の福島県の女性とその居住地による移動ハンデを解消できるようにオンラインでも受けられるようにして頂きたいです。</p> <p>教育不足解消のため、福島大で教員養成をオンラインで行えるようにする、社会人入学を増やす必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>公立大学法人における学生寮については、公立大学法人福島県立医科大学及び公立大学法人会津大学に整備されております。</p> <p>公立大学法人福島県立医科大学の学生寮の定員は男女比1:1となっており、また、公立大学法人会津大学の2つの学生寮のうち1つは短期大学部の女子専用寮で、もう1つの寮については会津大学(4年制)向けに男女比3:1(大学の男女比9:1)となっていることから、女子学生が入居しやすい状況となっております。</p> <p>また、大学生等を対象とした給付型奨学金については、家計急変世帯も対象とした新たな国の制度があることから、この制度の周知を図りながら支援に努めてまいります。</p> <p>県内の女子が大学進学するための環境づくりについて、引き続き、取り組んでまいります。</p> <p>女性の就労やキャリア形成、女性が活躍できる職場環境づくり等については、県内8か所の就職相談窓口における相談や職業紹介の実施、ふるさと福島就職情報センターにおける女性の就職支援専任の支援員の配置、女性を対象としたライフステージに応じた働き方やキャリアプランを考えるセミナー開催等により支援を行っております。一部のセミナーは、オンラインでも対応しており、いただいた御意見につきまして、今後の事業構築の参考とさせていただきます。</p> <p>また、女性が職業訓練を受講しやすくするため、就学前の児童を保育している方向けに託児サービスを提供しているほか、母子家庭の母や障がい者等の求職者で、ハローワークの受講指示により職業訓練を受講する方に、受講中の生活を支援するための訓練手当を支給しております。</p> <p>なお、御意見のあった男女共生センターにおいても令和2年度にオンライン研修が実施できるように環境を整備し、オンラインでの研修や講演会を実施しております。今後も県内の多くの方に受講していただくため、引き続きオンライン開催の事業を展開してまいります。</p> <p>加えて、生涯にわたって学習を継続できるようにするための職業能力の向上や就労支援について、未就業者や離職者を対象とした知識・技能等の習得や学び直しなど、必要に応じて学習活動を継続できる環境づくりの推進、また、就労のために必要となる様々な能力の開発を促すため、相談窓口だけでなく、講習会や相談会などについてインターネットを活用しつつ広く情報提供に努めてまいります。</p> <p>福島大学との包括連携協定に基づく連携推進会議を設置しており、引き続き定期的な情報共有等を行ってまいります。</p>

No.	意見		意見内容	県の考え方
	該当箇所			
	ページ	行		
6			<p>食品基準値100 Bq/kgの緩和は、より一層福島県の信用を落とすと思います。</p> <p>基準は、厳しくするのであれば説得力がありますが、3.11当時の基準より緩和して食品を流通させる、人々を帰還させる、強制避難区域を解除する、など、これまでも、いわゆる「禁じ手」を繰り返してきた結果であって、「風評」被害ではありません。</p> <p>むしろ、自ら、信用を落としている行為、態度を対外的に示していることに気づくべきだと思います。</p> <p>福島復興再生計画に、福島原発事故の本質が「被ばくの問題であること」「基本的人権の問題であること」という根本が抜け落ちていること、それを誰も指摘できないまま推し進められていると思います。</p> <p>福島県民として残念でなりません。</p> <p>「基準」は緩和ではなく、強化(厳格化)をしてこそ説得力があるのであって、3.11以前にあった基準がなぜその基準値であったのか、基準そのものがなかったとしたら、どういう趣旨で基準が設定されていなかったかを考えれば容易に判断が出来るはずです。</p> <p>今の福島県がやっていること、やろうとしていることは、方向性が完全に誤っているため、自ら風評被害が出るようなことをして、それなのに「風評払拭」などと喧伝していることは非常に滑稽で、説得力がなく、自己矛盾に陥っていること、県外からはそのようにみられていることに気づくべきだと思います。</p> <p>福島復興再生計画は説得力がないと思います。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>福島復興再生基本方針において、発災から10年が経過したことで蓄積された様々な知見やデータを踏まえ、国において食品等に関する規制等の科学的・合理的な見地からの検証を行う旨が示されたところであります。</p> <p>このため、県としては、国において行われる食品等に関する規制等に係る検証等について、データの提供など必要な協力を行ってまいります。</p>
7	25		<p>(3)安全・安心な食品等の供給、ふくしまブランドの再生 ア ①②</p> <p>自民党のプロジェクトチームは、山菜やキノコの出荷制限を解除し、食品の規制基準を現在の100ベクレル/kから10倍の1000ベクレルに上げようとしていると新聞報道された。山菜や野生のキノコは、地表にとどまっている放射性セシウムをカリウムとして吸収するため、チェルノブイリ原発事故後のベラルーシなどでは、三十数年が経った現在でも野生のベリー類やキノコの放射性セシウム濃度が高い値を示していることは周知されているはずである。</p> <p>現在、福島県の野菜や米へのセシウムの移行は少なくなっている中で、食品の規制基準を下げるのであれば理解できるが、基準値を上げることによって出荷制限を解除することはこの動きに逆行するものであり、安心感が損なわれ、基準値に対する不信感と新たな不安を生み出すことになり反対である。</p> <p>高濃度に汚染されたキノコを規制基準値を上げることにして出荷することは、福島県に対する他県や海外からの評価にも影響する。</p> <p>一番大事なことは放射能による内部被ばくを避けるために、より放射能の数値が低く安心して食することができるものを福島県として提供することであるので、規制基準を上げて解除することには反対である。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>福島復興再生基本方針において、発災から10年が経過したことで蓄積された様々な知見やデータを踏まえ、国において食品等に関する規制等の科学的・合理的な見地からの検証を行う旨が示されたところであります。</p> <p>このため、県としては、国において行われる食品等に関する規制等に係る検証等について、データの提供など必要な協力を行ってまいります。</p>
8	28	16	<p>生活環境の整備 (1)避難者の生活再建、被災者支援</p> <p>避難者の生活再建に向けては、ハード、ソフト両面からの環境整備を行うことが重要である。</p> <p>住宅、居住環境の確保に向けては、復興公営住宅等の整備や入居に関する相談対応、家賃低廉化・低減に係る事業等を引き続き実施する必要がある。</p> <p>としているが、福島県は避難指示区域外の避難者と、避難指示区域解除後の避難者への住宅無償提供を打ち切った後、区域外避難者への民間賃貸住宅家賃補助を2年間行った後は、一切の経済的な支援策を持たない。このコロナ禍のもとで、経済的に困窮している避難者に対する経済的な支援策を早急に打ち出すべきである。特に区域外避難世帯で民間賃貸住宅の入居世帯に対する家賃補助は喫緊のものがある。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>応急仮設住宅の供与については、あくまで一時的な住まいであり、一日も早く安定した住まいを確保することが重要であります。そのため、戸別訪問や避難者交流会などを通じて、避難者の個々の事情を伺いながら相談対応を行ってきたところであり、供与終了後は家賃補助事業など県独自の支援策も実施しました。引き続き、関係市町村等と連携しながら、避難者の早期の生活再建に取り組んでまいります。</p>

No.	意見		意見内容	県の考え方
	該当箇所			
	ページ	行		
9	14	10	<p><u>出荷制限となっている野生山菜・きのこの出荷再開にむけて</u> 県の方針では非破壊検査機器の活用、制度検証等を国と連携して推進すると記載されている。福島県内では食の安全安心を目的に自家消費食品に限定して非破壊検査機器の利用が認められていると理解している。これを出荷目的に用途を拡大し野生山菜・きのこのに広げ採取者・出荷者に利便を図ろうとする意義は認めるが、慎重に進めていただきたい。①測定食品の多種多様な形状への対応、②機器校正の手順、③自家消費食品と出荷される食品との制度上の区別、④食品検査上の公定法への記載等の数々の高いハードルが存在する。福島県が他県で実施されている検査方法と異なる方法を採用することによって新たな不信任(風評)を生み出さないように慎重であるべき。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 非破壊検査機器については、出荷再開への活用は、国が技術的な検証等を行った上で、公定法を定める等の制度改正を行うものです。県としては、野生山菜・きのこの出荷再開に向けて、検証等に必要な協力を行ってまいります。 なお、制度が改正された場合の非破壊検査機器の活用にあたっては、国の公定法に基づき、安全性の確保に十分配慮した上で進めてまいります。</p>
10	94	12	<p><u>農林水産物の風評の払拭</u> 対策として「農林水産物の放射性物質の検査体制を整備」が記述されているが、他県の消費者からは福島県の検査体制への疑問が投げかけられている。一例として福島県内では野生鳥獣肉(イノシシ、ツキノワグマ、キジ、ヤマドリ、カルガモ、ノウサギ)の出荷制限が指示されている。一方、野生獣肉でも「ニホンジカ肉」に関しては基準値を超えるニホンジカ肉が多数回確認されているにも関わらず出荷制限がの処置が取られていないこと、福島県と同様に土壌汚染が確認されている隣県の栃木県、宮城県ではニホンジカ肉の出荷制限がなされているのに何故福島県では制限されないのか?との疑問(疑惑)が寄せられています。 この科学的には説明できない状況を放置したまま「放射性物質の検査体制の整備」を声高に宣言しても消費者に納得は得られないと考えます。農林水産物の風評の払拭を真に考えるのであれば福島県の確たる姿勢を示すことが必要で、上記のような科学的に説明できず疑念を抱かせる事例を検証し是正することなしに風評の払拭は完遂できるとは考えられません。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 県内には、ニホンジカを始めとした野生鳥獣の食肉処理加工施設はなく、不特定多数の者への販売を目的とする出荷流通は確認されていないことから、出荷の実態がない現状では出荷制限は行わず、ニホンジカの放射線モニタリング調査を継続していくとともに、過去に基準値を超えた県中、県南、会津、南会津においてニホンジカの自家消費自粛を呼びかけていくことで、県民が摂取することを防ぐことができると考えております。 今回の御意見を踏まえ、基準値を超える検体等状況が変化した場合には、出荷制限について改めて検討してまいります。</p>
11	43	26	<p>モニタリングポストに関しては、2020年度末に暫時廃止していく予定となっておりましたが、市民からの強い要望により「当面存続」という形に落ち着いています。しかし、現状ではあくまでも「当面存続」であり、次の事故の可能性が否定できない廃炉作業を行なっている間、確実に存続するというものではありません。市民の要求は破壊された原子力発電所に、次の事故が起こる可能性を考えれば当然のことと思われます。そんな中で、2021年2月13日に再度震度5-6の地震が福島県を襲いました。その後、東電福島第一原発1.3号機においては、注水している水位低下と窒素監視装置の故障が発生し、現在も収束していません。これらの状況は、廃炉完了していない状態でモニタリングポストを撤去してはいけない大きな理由だと思えます。国はSPEEDIを避難の指標に使用しないと決定しており、実測値を元に避難を考慮することになっている現在、モニタリングポストのリアルタイム線量表示は、避難のための重要な指標になります。この部分には、「廃炉終了まではモニタリングポスト存続を求めていくこと」を書き加えるべきです。県として県民を守るために、最低限のことを要求するのは当然です。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 原子力発電所の監視や避難指示の指標とする空間線量率を測定するためのモニタリングポストについては、県が発電所周辺地域へ計画的に配置しており、廃炉が終了するまで撤去することはありません。なお、学校や公園など人が多く集まる場所の空間線量率をその場所で確認することができるリアルタイム線量測定システムの設定継続については、県民の安全・安心を確保するための取組の一つであることから、市町村や地域住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら丁寧に進めるよう、国へ要望しているところであります。</p>
12	55 56	36-40 1-2	<p>甲状腺検査の結果生じた経済的負担とは、単に治療費ではなく生命保険に加入できないという不利益も考慮すべき事項です。検査で見つかってしまうことにより生命保険に入れなくなるから、検査を中止すべきという細野豪志氏の発言に対しては抗議すべきであるが、それ以前に原発事故がなければ行う必要もなかった甲状腺検査において、存在している保険に入れられない不利益は国・東電が保障すべき問題です。また、県民には原発事故後になぜ甲状腺がんを検査しなければならないか、その正確な情報が伝わっていません。 事故直後の初期被ばくが最も大きな問題であり、現在の空間線量等は甲状腺がんに関しては無意味で、初期のヨウ素被ばくの危険性を伝えるべきです。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 放射線の基礎知識や健康影響に関する科学的な知見等に関する情報発信は重要であると考えています。御意見につきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
13	55 56	36-40 1-2	<p>初期のヨウ素131による被ばくに関して、なぜ甲状腺がんの原因と考えられるのか、そして、当時のヨウ素131による被ばくに関して、半減期・生物学的半減期も含めて正確な情報を伝えるべきです。これらの情報が伝わっていないことにより、他県から転勤で来た家族や事故後生まれの子供達まで、甲状腺がんの不安に苛まれている現状があることを認識すべきです。個人線量計に関しては、原発近隣地区にでも立ち入らない限りほとんど無意味であることは、測定する前からわかっていることです。特にフィルムバッジ、ガラスバッジなど、即座に数字が出てこない積算線量計に関しては、現在の居住区域ではほとんど無意味であることも説明すべきです。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 放射線の基礎知識や健康影響に関する科学的な知見等に関する情報発信は重要であると考えています。御意見につきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

No.	意見		意見内容	県の考え方
	該当箇所			
	ページ	行		
14	56	13-15	<p>県民健康管理基金は、30年先まで甲状腺検査を継続し見守るという重要な役割のために交付されています。最近、検査が過剰診断であることや強制性が問題だと指摘から、学校検査の見直し論が出てきています。根拠として上げられている過剰診断を示唆する事実は、明らかに指摘するものは何も出ていません。そのような中で、早急な議論を進めていくことは大きな問題だと思われます。この部分に、「現在の検査体制を維持した検査継続」という文言を入れるべきです。そもそも、検査を繰り返すことにより経過観察を行っていくという理由から、A2結節判定というものは精査の対象から外しているわけです。逆にいうと、検査の継続がなければ、A2結節判定の方を経過観察するすべがなくなるということです。その結果として、気管浸潤や反回神経巻き込み等によって、QOLを損なわれる人が出てきた場合、大きな社会問題・訴訟問題になると思われます。現状では、「現在の体制を維持した検査継続」の文言を入れるべきです。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 甲状腺検査につきましては、その実施について様々な意見があることから、「県民健康調査」検討委員会での議論を踏まえ、甲状腺検査の対象者に対して丁寧な説明を行った上で、検査を受けたい方が検査を受けられるようにするという観点から甲状腺検査の実施について判断してまいります。</p>
15	63	11-14	<p>8000Bq/kg以下の廃棄物に関して再利用するという事は、原発事故以前は全く考えられなかった事であり、科学的な根拠も乏しいまま復興計画に組み込むべきではないと思われます。いくら説明しても納得できる住民はおらず、説明するポーズを繰り返した末に「理解は得られた」と勝手に判断する流れが、今まで続けられてきました。どうしてもこれをやらなければならないとすれば、30年で県外に汚染土を運び出し最終処分するという計画自体が、汚染土があまりにも多く不可能であると県民に伝え、県内最終処分に理解を得る方が正当性があります。リスクコミュニケーションでどうにかなる問題ではありません。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 8,000Bq/kg以下の廃棄物については、通常の廃棄物として処理(処理には「再生利用」「中間処理」「最終処分」を含みます。)できることとされており、当該廃棄物を円滑に処理することが重要であることから、国が前面に立って県民の理解促進を図ることを求める計画としています。 除染によって生じた除去土壌等については、中間貯蔵施設への搬入開始から30年以内に福島県外で最終処分されることが法定されています。県といたしましては、この国の取組を確認してまいります。</p>
16	64 65	38-40 1-4	<p>[対策や検査の徹底による県産農林水産物の安全性確保と消費者の信頼の確保]という点では、現在の出荷制限の上限値を変更することは「新たな風評被害」を生む可能性が高くなるため、やるべきではありません。少量しか食べないものであるからと、規制値上限を引き上げることが絶対反対です。 間違いなく「新たな風評被害」の原因になりますし、そもそもそれだけ高い数値のものを体内に取り込んだ場合の安全性は確立されていません。単純に体全体に分布するものとして、健康影響を推測すべきではありません。 不確定要素も多く、賛否が分かれるような政策を進めることによって、風評被害は生じていくものです。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 福島復興再生基本方針において、発災から10年が経過したことで蓄積された様々な知見やデータを踏まえ、国において食品等に関する規制等の科学的・合理的な見地からの検証を行う旨が示されたところであります。 このため、県としては、国において行われる食品等に関する規制等に係る検証等について、データの提供など必要な協力を行ってまいります。</p>
17	26-27	15-35	<p>震災以降、世界で最も厳しい放射性物質の基準のもと、県産品の安全性の確立と、風評被害や輸入規制に対する努力が功を奏して、福島ブランドはやっと回復基調になっているように思います。 ところが、今月9日の政府閣議で決定された「復興の基本方針」には、食品の放射性物質の基準値を検証することが盛り込まれ、自民党のPTは基準値緩和を政府に提言しています。合理的な基準値で出荷制限を解除し、流通量を増やせば復興を促進するという論理ですが、この合理化や柔軟性がむしろ川下の消費者心理に全く逆の作用をおこし、買い控えと風評被害を助長するだけではなく、これまで地道に行ってきた県全体および県産品のブランディング活動が水泡に帰してしまうと大変危惧しています。政府はこの方針について国民に理解してもらうための情報発信を行うとしていますが、それで消費者心理や偏見、購買意欲が変わることがないのは、これまでの10年で明らかです。 ふくしまブランドの再生には、厳しい基準をクリアすることで得られる消費者の安心感は必須です。この安全性に長期的に取り組むことでブランドとしての差別化をすることも可能だと思います。政府の短絡的な方針に追従せず、ふくしまブランド確立の基本からぶれることなく、現行の基準と検査体制を継続されることを強く求めます。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 福島復興再生基本方針において、発災から10年が経過したことで蓄積された様々な知見やデータを踏まえ、国において食品等に関する規制等の科学的・合理的な見地からの検証を行う旨が示されたところであります。 このため、県としては、国において行われる食品等に関する規制等に係る検証等について、データの提供など必要な協力を行ってまいります。</p>
18	17	10	<p>山菜や野生きのこのモニタリングとして非破壊検査を活用したいとありますが、山菜や野生きのこは個々に放射性セシウムの数値が異なります。昨年、私が理事を務めるNPO法人で南会津産コウタケを購入して50g単位で放射能測定をしたところ、基準値超と基準値未満(50 Bq/kg以下)の結果が出ました。事前に詳細な調査が必要と思われます。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 非破壊検査法については、国において様々な条件等を踏まえて学術的な検討をしっかりと行った上で公定法を定めるものと考えております。 その運用においては、公定法を遵守し、安全性に十分配慮した上で進めてまいる考えです。</p>